

広島県告示第二百四十号

令和元年広島県告示第七百五十五号（広島県立総合リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前				
区分	単位	金額	区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
X線フィルムコピー	(略)	(略)	X線フィルムコピー	(略)	(略)	X線フィルムコピー	(略)	(略)
記憶媒体DVD	一枚につき	二、〇〇〇円	記憶媒体DVD	一枚につき	一、一〇〇円	記憶媒体DVD	一枚につき	一、一〇〇円
記憶媒体CD	一枚につき	一、〇〇〇円	記憶媒体CD	一枚につき	一、一〇〇円	記憶媒体CD	一枚につき	一、一〇〇円
装具等貸出料	一個につき	四五〇円						